監査報告書

2024年5月28日

学校法人日本女子大学 理 事 会 御 中

監事 大 森 八十香 ⑩

監事 田中信行 ⑩

私たち監事は、「私立学校法」第37条第3項及び「学校法人日本女子大学寄附行為」第15条の規定に基づき、学校法人日本女子大学の2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果につき、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

監査にあたり、理事会、評議員会に出席し意見を述べたほか、理事長、理事、学長、副学 長、学部長、附属校園長、事務局長、財務部長、総務部長等並びに内部監査室、内部監査チー ムから業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計 算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表)並びに財産目録について 確認するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1)学校法人日本女子大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関して不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2)計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

2024年5月28日

学校法人日本女子大学評議員会御中

監事 大 森 八十香 ⑩

監事 田 中 信 行 印

私たち監事は、「私立学校法」第37条第3項及び「学校法人日本女子大学寄附行為」第15条の規定に基づき、学校法人日本女子大学の2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果につき、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

監査にあたり、理事会、評議員会に出席し意見を述べたほか、理事長、理事、学長、副学 長、学部長、附属校園長、事務局長、財務部長、総務部長等並びに内部監査室、内部監査チー ムから業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計 算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表)並びに財産目録について 確認するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人日本女子大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関して不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2)計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上